

# 総合計画調査特別委員会報告書

平成29年5月15日

宇都宮市議会議長 渡辺道仁様

総合計画調査特別委員会  
委員長 熊本和夫

本委員会は、平成28年9月27日の本会議において設置され、「第6次総合計画について」の調査研究を行ってまいりましたが、このたび調査を終了いたしましたので、その経過と結果について次のとおり報告いたします。



委 員 名 簿

(平成29年5月15日現在)

総合計画調査特別委員会

委員長	熊 本 和 夫	副委員長	今 井 政 範
委 員	佐々木 均	委 員	宇賀神 文 雄
同	中 塚 英 範	同	角 田 充 由
同	内 藤 良 弘	同	黒 子 英 明
同	篠 崎 圭 一	同	久保井 永 三
同	郷 間 康 久	同	小 平 美智雄
同	福 田 智 恵	同	工 藤 稔 行
同	村 田 雅 彦	同	金 子 武 蔵
同	山 崎 昌 子	同	金 崎 芙美子
同	馬 上 剛	同	増 淵 一 基
同	西 房 美	同	半 貫 光 芳
同	駒 場 昭 夫	同	高 橋 美 幸
同	渡 辺 通 子	同	金 沢 力
同	舟 本 肇	同	岡 本 芳 明
同	塚 田 典 功	同	小 林 紀 夫
同	五月女 伸 夫	同	福 田 久美子
同	荒 川 恒 男	同	今 井 恭 男
同	山 本 正 人	同	綱 河 秀 二
同	南 木 清 一	同	細 谷 美 夫
同	塚 原 毅 繁	同	金 子 和 義
同	中 山 勝 二	同	鎌 倉 三 郎
同	真 壁 英 敏		

(平成29年2月15日辞職)

### 第1分科会

会長	岡本芳明	副会長	増渕一基
委員	佐々木均	委員	郷間康久
同	福田智恵	同	工藤稔行子
同	金子武蔵	同	山崎昌子
同	高橋美幸	同	五月女伸夫
同	荒川恒男	同	山本正人
同	南木清一	同	熊本和夫
同	鎌倉三郎		

### 第2分科会

会長	中塚英範	副会長	内藤良弘
委員	篠崎圭一	委員	久保井永三
同	村田雅彦	同	今井政範
同	馬上剛	同	西房美
同	舟本肇	同	今井恭男
同	綱河秀二	同	塚原毅繁
同	中山勝二		
同	真壁英敏		

(平成29年2月15日辞職)

### 第3分科会

会長	渡辺通子	副会長	角田充由
委員	宇賀神文雄	委員	黒子英明
同	小平美智雄	同	金崎芙美子
同	半貫光芳	同	駒場昭夫
同	金沢力	同	塚田典功
同	小林紀夫	同	福田久美子
同	細谷美夫	同	金子和義

# 目 次

## I 調査の経過 ----- 1

- 1 委員会の開会
- 2 第1～3分科会の開会

## II 提 言 ----- 6

付託調査事項：第6次総合計画について

- 1 市民福祉分野について ----- 7
- 2 教育文化振興分野について ----- 1 6
- 3 生活環境整備分野について ----- 2 4
- 4 産業振興分野について ----- 2 9
- 5 都市基盤整備分野について ----- 3 5
- 6 総務分野について ----- 4 0

## III む す び ----- 4 5

# I 調査の経過

## 1 委員会の開会

### (1) 第1回委員会（平成28年9月27日）

- ・ 議長の招集により開会され、委員会条例第6条の規定に基づいて正副委員長の互選を行い、委員長に熊本和夫議員、副委員長に今井政範議員を選任した。
- ・ 委員会条例第10条の2の規定に基づき、分科会を設置した。

### (2) 第2回委員会（平成28年11月1日）

- ・ 第6次総合計画の策定について執行部から説明を受け、質疑を行った。
- ・ 今後の調査日程について確認した。

### (3) 第3回委員会（平成29年5月15日）

- ・ 第1～3分科会からの報告を受け、本委員会の報告書（案）について取りまとめを行った。

## 2 第1～3分科会の開会

### (1) 第1分科会

#### ア 第1回分科会（平成28年9月27日）

- ・ 議長の招集により総合計画調査特別委員会が開会され、分科会の設置に伴い委員会条例第6条の規定に基づいて正副会長の互選を行い、会長に岡本芳明議員、副会長に増淵一基議員を選任した。

#### イ 第2回分科会（平成28年11月22日）

- ・ 第5次総合計画後期基本計画評価の取りまとめのうち、「市民福祉」分野と「総務」分野について、執行部から説明を受け、質疑を行った。
- ・ 執行部からの説明を踏まえての意見交換を行った。

- ・ 本分科会の調査日程について確認した。
- ウ 第3回分科会（平成29年1月13日）
- ・ これまでの委員からの意見や執行部からの説明を踏まえ、意見交換を行った。
- エ 第4回分科会（平成29年2月1日）
- ・ 第6次総合計画の策定に向け議会として提案すべき事項等についての意見等を集約した。
  - ・ これまでの委員からの意見や執行部からの説明を踏まえ、「市民福祉」分野についての意見交換を行った。
- オ 第5回分科会（平成29年2月13日）
- ・ 第6次総合計画の策定に向け議会として提案すべき事項等についての意見等を集約した。
  - ・ これまでの委員からの意見や執行部からの説明を踏まえ、「総務」分野についての意見交換を行った。
- カ 第6回分科会（平成29年4月10日）
- ・ 執行部へ提言すべき事項について総括を行った。
- キ 第7回分科会（平成29年4月25日）
- ・ 本分科会の報告書（案）について、取りまとめを行った。
- (2) 第2分科会
- ア 第1回分科会（平成28年9月27日）
- ・ 議長の招集により総合計画調査特別委員会が開会され、分科会の設置に伴い委員会条例第6条の規定に基づいて正副会長の互選を行い、会長に中塚英範議員、副会長に内藤良弘議員を選任した。

イ 第2回分科会（平成28年11月22日）

- ・ 第5次総合計画後期基本計画評価の取りまとめのうち、「生活環境整備」分野と「都市基盤整備」分野について、執行部から説明を受け、質疑を行った。
- ・ 執行部からの説明を踏まえての意見交換を行った。
- ・ 本分科会の調査日程について確認した。

ウ 第3回分科会（平成29年1月13日）

- ・ これまでの委員からの意見や執行部からの説明を踏まえ、意見交換を行った。

エ 第4回分科会（平成29年2月1日）

- ・ 第6次総合計画の策定に向け議会として提案すべき事項等についての意見等を集約した。
- ・ これまでの委員からの意見や執行部からの説明を踏まえ、「生活環境整備」分野と「都市基盤整備」分野についての意見交換を行った。

オ 第5回分科会（平成29年2月13日）

- ・ これまでの委員からの意見や執行部からの説明を踏まえ、分科会報告書のとりまとめに向けた意見交換を行った。

カ 第6回分科会（平成29年4月12日）

- ・ 執行部へ提言すべき事項について総括を行った。

キ 第7回分科会（平成29年4月25日）

- ・ 本分科会の報告書（案）について、取りまとめを行った。

(3) 第3分科会

ア 第1回分科会（平成28年9月27日）

- ・ 議長の招集により総合計画調査特別委員会が開会され、分科会の



設置に伴い委員会条例第6条の規定に基づいて正副会長の互選を行い、会長に渡辺通子議員、副会長に角田充由議員を選任した。

イ 第2回分科会（平成28年11月28日）

- ・ 第5次総合計画後期基本計画評価の取りまとめのうち、「教育文化振興」分野と「産業振興」分野について、執行部から説明を受け、質疑を行った。
- ・ 執行部からの説明を踏まえての意見交換を行った。
- ・ 本分科会の調査日程について確認した。

ウ 第3回分科会（平成29年1月13日）

- ・ これまでの委員からの意見や執行部からの説明を踏まえ、意見交換を行った。

エ 第4回分科会（平成29年2月1日）

- ・ 第6次総合計画の策定に向け議会として提案すべき事項等についての意見等を集約した。
- ・ これまでの委員からの意見や執行部からの説明を踏まえ、「教育文化振興」分野についての意見交換を行った。

オ 第5回分科会（平成29年2月13日）

- ・ これまでの委員からの意見や執行部からの説明を踏まえ、「産業振興」分野についての意見交換を行った。

カ 第6回分科会（平成29年3月29日）

- ・ これまでの委員からの意見や執行部からの説明を踏まえ、分科会報告書のとりまとめに向けた意見交換を行った。

キ 第7回分科会（平成29年4月7日）

- ・ 執行部へ提言すべき事項について総括を行った。

ク 第8回分科会（平成29年4月25日）

- ・ 本分科会の報告書（案）について，取りまとめを行った。

## II 提 言

本市では、平成20年3月に現行の第5次宇都宮市総合計画を策定し、15年後のまちの状態として、「みんなが幸せに暮らせるまち」「みんなに選ばれるまち」「持続的に発展できるまち」を掲げるとともに、都市空間の姿として、「ネットワーク型コンパクトシティ」の形成を目指すことを明記し、市民、事業者、行政が一体となって取り組みを進めてきたところである。

平成25年3月には、基本計画の前期5年が終了することに伴い、新たな時代潮流の変化を捉えた第5次宇都宮市総合計画改定基本計画が策定され、本市の持続的な発展に必要な取り組みが着実に進められているところである。

平成29年度には、第5次宇都宮市総合計画改定基本計画の計画期間が終了し、その間に策定された、「ネットワーク型コンパクトシティ形成ビジョン」や「宇都宮市人口ビジョン」「宇都宮市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえた、第6次宇都宮市総合計画が策定されることとなっている。

本市議会においても、第5次宇都宮市総合計画を評価・検証するとともに、市民のニーズや地域の課題を十分に踏まえ、議会として提言すべき事項等を取りまとめるため、平成28年9月に総合計画調査特別委員会（以下「本委員会」という。）を設置するとともに、分野毎の詳細な調査を行うための分科会を設置し、調査研究を進めてきたところである。

本委員会では、委員間での意見交換等を重ね、今後、中長期的に本市が取り組むべき事項について取りまとめたところであり、第6次宇都宮市総合計画の策定に当たっては、下記に記載の事項の実現に向けて、十分に配慮するよう提言する。

## 1 市民福祉分野について

市民の健康や福祉を引き続き増進させていくためには、地域包括ケアシステムの構築・推進に取り組むとともに、高齢者だけでなく障がい者や子ども、ひとり親家庭などを、地域全体で支え合うまちづくり（共生社会）が必要である。そのため、それぞれの施策ごとではなく、学校・地域・医療など、さまざまな場における横断的な取り組みを推進していく必要がある。

また、市民の日常生活の安全・安心や災害発生時の生命・身体・財産を守るためには、防犯や防災等に向けた各種取り組みをより一層推進すべきである。

### （１） 保健・医療サービスの質を高める

平成37年に団塊の世代が後期高齢者となり、高齢化率の急激な上昇や社会保障費の増加が見込まれる中、安定かつ持続可能な社会保障制度を運営していくためには、医療費の適正化に取り組むとともに、健康寿命の延伸を着実に推進すべきである。また、超高齢社会においても、全ての市民が、生涯にわたり住みなれた地域で安心して生活できるよう、医療や介護などの必要なサービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が求められている。

第6次総合計画の策定に当たっては、「健康づくりの推進」や、「地域医療体制の充実」「医療保険制度の適正な運営」「難病への支援」について十分に考慮し、以下に記載の取り組みを着実に実行・推進していくべきである。

#### ア 健康づくりの推進

健康寿命の延伸のため、各検診の充実や受診率の向上、地域における健康づくりの推進など、生活習慣病等の予防に向けた取り組みを強力に推進するとともに、子どものころからの健康づくりを促し、全ての市民が生涯を通じ、健康で幸せに生活できるまちを推進すべきである。

また、女性特有の疾病には、特段の配慮が必要であることから、乳がんのエコー検査などの検診事業の拡大や、産前・産後ケア等の充実を図るべきである。

## イ 地域医療体制の充実

夜間休日救急診療所の混雑解消のためには、初期から三次までの救急医療機関の役割を市民に周知するとともに、医療機関における適正受診を促し、段階的かつ分散型の救急医療体制を推進すべきである。

また、超高齢社会において、在宅医療体制の整備は重要な位置づけとなることから、より一層の推進が必要である。

## ウ 医療保険制度の適正な運営

超高齢社会の進展により医療費の増加が見込まれる中、疾病の発症・重症化予防の対策は、市民の健康の増進と財政負担の抑制の両面から重要であることから、がん検診や特定健康診査・特定保健指導の受診率等を向上させるため、市民ニーズ等の調査・分析を行い、受診しやすい環境を整備するとともに、人間ドック・脳ドックの助成拡大などを検討する必要がある。

あわせて、ヘルスプランうつのみや事業の充実や、お薬手帳の活用による重複薬剤の抑制、保険料の収納対策など、医療費の適正化に取り組むとともに、その推進にあたっては、各種取り組みと医療費の増減が相関的に示される指標を設定すべきである。

また、団塊の世代が後期高齢者になる平成37年には、さまざまな社会問題や課題が発生することが想定されることから、時限的な方針や対策を計画に明記することを検討すべきである。

## エ 難病への支援

体が不自由で医療機関への移動手段がない人は、医師の診断による難病の認定が受けられないという現状もあることから、相談窓口の充実など、難病の方に寄り添った、きめ細やかな支援が必要である。

## (2) 高齢期の生活を充実する

高齢化率の急激な上昇に伴う認知症高齢者や要介護者の増加が見込まれる中、少子化や核家族化などの社会環境の変化が相まって、老老介護や介護離

職、独居老人や外出困難者の増加など、高齢者の生活を取り巻く問題が悪化することが懸念されている。

また、平均寿命や健康寿命の延伸により、高齢者の定義が見直されることも想定できることから、高齢期の実状を適切に把握した上で、高齢者の社会参画のさらなる促進や介護サービスの基盤整備など、生活の質の向上に向けた取り組みを推進すべきである。

第6次総合計画の策定に当たっては、「高齢者の社会参画の推進」や、「高齢者の生活支援の推進」について十分に考慮し、以下に記載の取り組みを着実に実行・推進していくべきである。

#### ア 高齢者の社会参画の推進

高齢者が、心身ともに健康な生活を送るためには、社会参画の促進のため、地域コミュニティを活用し、身近に集い、生きがいや健康づくりを実践できる居場所を構築するとともに、地域と一体となった地域内交通の推進や、高齢者無料バスなど、高齢者が外出しやすい環境を整備することが求められる。

あわせて、厚生労働省が推進する我が事・丸ごと地域共生社会の実現に向けては、高齢者とともに、障がい者や若者なども視点に含めた複合的な居場所づくりが求められるため、地域集会所の設置など、身近な場所において、居場所を構築するための支援を充実させる必要がある。

また、健康維持度や外出支援策の実績、市民ニーズに関する調査結果の反映など、具体的な指標を設定しながら、取り組みを進めていくべきである。

#### イ 高齢者の生活支援の推進

老老介護や介護離職の問題、また独居老人への生活支援等の課題が発生している中、介護者の負担を軽減させるため、見守る家族のケアも含めた包括的な施策を充実させる必要がある。

あわせて、心身ともに過酷な介護現場の環境を改善するためには、IoTや介護ロボットの活用などによる負荷の低減や、職員の処遇改善などに継

続して取り組むべきである。

また、認知症対策は喫緊の課題であることから、認知症初期集中支援チームの設置や、地域包括ケアシステムの構築について、スピード感を持って推進するとともに、地域住民やボランティアなどによるインフォーマルな支援を促進させるための取り組みが必要である。

さらに、今後、高齢者の定義が変化することも予想されることから、高齢者と準高齢者など、実情にあった指標のあり方を検討するとともに、介護を受けていない健康な高齢者が、支援が必要な高齢者を助けられるよう共助体制の構築に向けた施策を推進すべきである。

### (3) 障がいのある人の生活を充実する

障害者差別解消法や改正障害者雇用促進法の施行などを踏まえ、障がい者に対する理解促進や合理的配慮の推進など、障がい者が積極的に社会参加・貢献できる共生社会の実現が求められている。

このため、障がい者を取り巻く諸課題に対応していくためには、障がい者自身の自立とあわせ、介助する家族を支援する政策が求められていることから、組織横断的な連携による総合的な支援やサービスの充実を展開していくことが必要である。

第6次総合計画の策定に当たっては、「障がい者の社会的自立の促進」や、「障がい者の地域生活支援の充実」「障がい者への総合的な生活支援」について十分に考慮し、以下に記載の取り組みを着実に実行・推進していくべきである。

#### ア 障がい者の社会的自立の促進

障がい者への差別を防止し、合理的配慮を推進していくため、一般就労の雇用主等に対する啓蒙・啓発を充実し、障がい者の雇用や賃金向上対策に継続して取り組むべきである。

#### イ 障がい者の地域生活支援の充実

障がい者の居場所や生きがいつくりのためには、障がいがあっても、介

助されることなく自分自身で行きたいところに行ける，バリアフリーのまちづくりを推進すべきである。

#### ウ 障がい者への総合的な生活支援

超高齢社会の進展により，障がい者本人とあわせ，家族の高齢化も見込まれることから，親亡き後も安心し，自立した生活が送れるよう，適切な目標値を設定するとともに，市民満足度を評価し，将来を見据えた人生設計や支援体制の強化など，障がい者と介助する家族の日常生活を支援する包括的なサービスの充実が必要である。

また，障がい児の親を対象とした支援については，就労困難を前提とした制度にとどまっていることから，新たな視点の就労支援制度の構築を検討すべきである。

#### (4) 愛情豊かに子どもたちを育む

人口減少対策として，少子化の流れに歯どめをかけていくためには，子育て世代への支援は最重要事項である。そのような中，核家族化や人間関係の希薄化により，子育ての不安や悩みを持つ親が増加するとともに，女性の活躍推進や働き方改革などの社会環境の変化による保育ニーズの増大が想定されることから，時代に即した実効性のある子育て支援を着実に実行していくことが必要である。

また，子どもたちが，心身ともに健やかに成長していくためには，児童虐待や子どもの貧困等，社会問題への対策をより一層充実させていくことが求められる。

第6次総合計画の策定に当たっては，「子育て支援の充実」や，「ひとり親家庭への支援充実」「子どもを取り巻く諸問題への対策強化」「結婚に関する支援」「食育の推進」について十分に考慮し，以下に記載の取り組みを着実に実行・推進していくべきである。

#### ア 子育て支援の充実

保育施設の待機児童解消は喫緊の課題であるため，子育てニーズの多様



化や保育需要に適切に対応し得る受け皿を確保すべきである。

あわせて、子育てしやすい環境を整備するため、子育てと仕事・家事の両立に向けた意識の醸成や、職場の理解・支援の促進のため、市内企業に対し、支援や労働環境の改善等を推奨する必要がある。

また、こども医療費の対象年齢拡大に伴い、医療機関における適正受診の促進や、5歳児健診の実施検討など、予防医療の拡充に積極的に取り組むとともに、病児保育支援制度については、NPOや民間等と連携を図り、利便性が高い訪問型の充実も検討すべきである。

さらに、指標等の設定にあたっては、待機児童ゼロを明確に掲げるとともに、保育に関する市民満足度を評価する必要がある。

#### イ ひとり親家庭への支援充実

ひとり親家庭が増加傾向にあることから、生活を安定させるための支援を充実させるとともに、生活困窮世帯以外のひとり親家庭に向けた学習支援策を検討すべきである。

#### ウ 子どもを取り巻く諸問題への対策強化

児童に関する相談件数が増加傾向にある中、子どもを取り巻くさまざまな諸問題に対応するため、虐待やひきこもり、経済性や関係性の貧困などの現状を分析するとともに、子どもが安心して暮らせる居場所の確保や、児童相談所の設置など、早期発見・防止ができる体制を早急に整備する必要がある。

#### エ 結婚に関する支援

未婚・既婚・離婚などに関する現状や、結婚を希望している市民のニーズ等を適切に把握し、具体的な指標を設定した上で、結婚の希望の実現に向けた取り組みを市民協働で進めていくべきである。

#### オ 食育の推進

食育の推進と郷土愛の醸成のためには、地元食材の積極的使用による地

産地消の精神の醸成や給食における郷土食の拡充などに取り組む必要がある。

#### (5) 都市の福祉力を高める

高齢者や障がい者，生活保護・生活困窮世帯などが増加傾向にあることから，これまで以上に，保健と福祉のサービス向上が求められている。

そのような中，地域の福祉力をより一層向上させるため，地域住民が支え合い，助け合うコミュニティづくりを推進し，都市機能全体にユニバーサルデザインを取り入れることが必要である。

第6次総合計画の策定に当たっては，「市民の福祉活動への参加促進」や，「ユニバーサルデザインの推進」「社会を支える福祉支援の充実」について十分に考慮し，以下に記載の取り組みを着実に実行・推進していくべきである。

##### ア 市民の福祉活動への参加促進

地域コミュニティの希薄化や，高齢者や障がい者の増加に伴う地域内での活動場所の不足傾向が見られる中，地域の福祉力を一層向上させるため，地域が主体で支え合い，助け合う地域づくりを目指し，活動の担い手育成や地域集会場等の活動拠点整備など，地域活動の受け皿を充実させる必要がある。

##### イ ユニバーサルデザインの推進

ユニバーサルデザインの推進について，ソフト面においては，心のバリアフリーを持った市民を育てることが重要であることから，教育現場におけるユニバーサルデザインの理解を促進し，次世代に広げていく活動を展開すべきである。

ハード面においては，高齢者や障がい者など，移動が困難な市民が増加していることから，公共交通や移動支援の充実を図り，事故防止の観点から，歩道等，公共施設の段差を解消するなど，公共交通機関も含めて都市全体をバリアフリー化し，安全・安心な福祉都市を推進すべきである。

また，ネットワーク型コンパクトシティの形成にあわせて，地域ごとの

福祉拠点の整備や相談・支援体制の充実を検討することが求められている。

#### ウ 社会を支える福祉支援の充実

生活保護費や医療費は今後とも増加傾向にあり、本市の財政を圧迫するおそれがあることから、生活困窮世帯の早期自立に向けた対応を強化するとともに、医療の適正受診やジェネリック医薬品の普及促進など、医療費適正化に継続して取り組む必要がある。

また、今後の方向性として、地域包括ケアシステムの確立を中心とした指標や、市民1人当たりのマンパワーや福祉にかかる費用などを考慮した目標を設定するとともに、地域分散型の福祉事務所の体制を検討するなど、高齢者や障がい者などへのきめ細やかな対応が求められている。

### (6) 日常生活の安心感を高める

空き家や空き地の増加に伴う住環境の悪化や、特殊詐欺や悪質商法などの巧妙化、高齢者による交通事故の増加など、新たに顕在化したさまざまな問題が市民生活を脅かしている。

安全・安心な都市の実現に向けて、これらの問題に的確に対応した取り組みを実行するために、適切な施策や指標を設定すべきである。

第6次総合計画の策定に当たっては、「防犯対策の充実」や、「交通安全対策の充実」「消費生活の向上」「生活衛生環境の向上」について十分に考慮し、以下に記載の取り組みを着実に実行・推進していくべきである。

#### ア 防犯対策の充実

市民の日常生活の安心感を高めるためには、プライバシーの保護や取り扱い等について考慮した上で防犯カメラの設置を推進するとともに、近年増加する空き家等に関する指標を設定するなど、成果指標の見直しを行うべきである。

#### イ 交通安全対策の充実

超高齢社会の進展により、高齢ドライバーの交通事故が増え続けている

ことから、栃木県と連携した安全運転講習の強化や啓発など、事故防止の対策に着実に取り組むとともに、運転免許証の返納支援事業を実施するなど、自主返納しやすい環境を整備する必要がある。

また、自転車事故の減少と自転車のまち宇都宮の確立のため、自転車専用道の計画的な整備や自転車安全教室等の指標を設定し、取り組みを充実させるべきである。

#### ウ 消費生活の向上

特殊詐欺や悪質商法の被害の防止に向け、消費生活の向上に直接つながるよう、適切な指標を設定し、取り組みを充実させるべきである。

#### エ 生活衛生環境の向上

家族の一員としても重要な役割を担うペットとの共生社会を充実させるため、動物やペットの殺処分ゼロに取り組む必要がある。

### (7) 危機への備え・対応力を高める

関東近辺の直下型地震や異常気象などの自然災害、火災や感染症、テロなど、さまざまな危機から市民の生命・身体・財産を守るため、必要な施策を推進するとともに、各種取り組みを効果的に展開していくため、進捗状況や市民満足度を評価できるよう適切な指標を設定するべきである。

第6次総合計画の策定に当たっては、「危機管理体制の充実」や、「防災対策の強化」「消防力・救急救助体制の充実」について十分に考慮し、以下に記載の取り組みを着実に実行・推進していくべきである。

#### ア 危機管理体制の充実

災害やテロなどに対する危機管理体制を充実させるため、適切な指標や目標値を設定し、取り組みを充実させるべきである。

#### イ 防災対策の強化

災害に備え、市民の命を守るためには、各施策の進捗状況や市民満足度

を適切に反映することが必要であることから、障がい者や女性などを対象とした指標や、市民の意識調査をもとにした指標の設定などを検討すべきである。

また、地震・風水害等の災害発生時に迅速な対応をとるためには、医療機関や学校、消防等との連携強化や現場への理解浸透、災害時協定締結などの官民協働の取り組み、地域防災訓練や各階層に対する防災教育の充実による災害時要援護者への対応力の強化など、実践的な取り組みを充実させる必要がある。

#### ウ 消防力・救急救助体制の充実

市民満足度の低下が見られ、施策の充実が求められていることから、医療機関への救急搬送を円滑に行うための救急車の適正利用を推進するとともに、消防団員の確保のため、機能別消防団や割引等の優遇サービスを提供する応援制度の導入などを検討すべきである。

## 2 教育文化振興分野について

### (1) 生涯にわたる学習活動を促進する

生涯にわたる学習活動を促進するためには、多様化する市民ニーズや超高齢社会における生きがいづくりなどの社会的な課題に対応するとともに、ライフステージに応じた学習体系の整備を行うことにより、市民の誰もが自分に合った学習機会を得られるようにすべきである。また、市民が意欲的に生涯学習に取り組めるよう、学んだ成果を地域で生かせる仕組みを構築することも重要である。

第6次総合計画の策定に当たっては、「学ぶ意欲の向上に向けた学習環境の醸成」や、「学校・家庭教育支援の充実」「学んだ成果を生かす仕組みの構築」について十分考慮し、以下に記載の取り組みを着実に実行・推進していくべきである。

#### ア 学習意欲の向上に向けた学習環境の醸成

本市では、現在も生涯学習センター等を活用して、さまざまな講座等が開催されているが、時間帯が平日の昼間に集中しており、対象が高齢者に偏りがちであるため、夕方や土日での開催やライフステージに合わせたプランを整備するなど、子どもから高齢者までが幅広く取り組める事業を推進すべきである。

特に、学習意欲の向上に向けては、市民からの幅広い学習要求などをサポートする社会教育主事等の配置や大学などと連携したカリキュラムの作成、自由に利用できる学習の場の整備など、市民要求に応じた取り組みについてもあわせて検討すべきである。

#### イ 学校・家庭教育支援の充実

現代の子どもたちを取り巻く教育環境は、学校での教育に偏りがちであり、社会教育が不足している。社会教育の充実強化に取り組み、地域に落とし込んでいくことが必要である。

また、放課後子ども教室の地域活動者数や実施箇所数が指標とされているが、地域活動者数がふえているにもかかわらず市民満足度は低下傾向にあるなど、指標だけでは見えない課題があることから、行政として責任ある人員配置と財源の確保を進め、宮っ子ステーション事業のさらなる充実を図り、良好な生活環境を整備することが必要である。

#### ウ 学んだ成果を生かす仕組みの構築

人材バンクの登録者数は増加傾向にあるが、目標値に対して達成率が低くなっている。社会で活躍できる機会をふやすことは、やりがいや生きがいにつながるため、人材バンク制度の強化を行い、地域の中で人材が生かされる仕組みを構築することが必要である。

また、社会教育に特化した人材バンクを整備し、放課後子ども教室やコミュニティセンターにおける各種講座で活用するなど、個人が学習した成果を地域財産として、地域での活動につなげることができる仕組みを構築することが必要である。

## (2) 信頼される学校教育を推進する

少子化やライフスタイルの変化など、子どもを取り巻く環境が大きく変化  
する中、教育現場においては、特定の配慮が必要な子どもがふえており、一  
人一人に対し、きめ細やかな支援を行うためには、家庭や地域と協力した支  
援体制を構築し、教職員が子どもと向き合う時間を十分に確保することが重  
要である。

また、次代を担う子どもたちがこれからの社会を生き抜くためには、生き  
る力を育む必要があるため、考える力・話す力・創造する力の強化を図ると  
ともに、アクティブ・ラーニングを活用しながら、主体的に物事を考える力・  
解決する力の育成を推進すべきである。

第6次総合計画の策定に当たっては、「学力向上の推進」や、「豊かな人間  
性と健やかな体の育成」「地域と連携した学校経営の推進」「教育環境の充実」  
「特別支援教育の充実」「高い指導力と情熱を持つ教職員の育成」「幼児教育  
の充実」「高校、高等教育の充実」について十分に考慮し、以下に記載の取り  
組みを着実に実行・推進していくべきである。

### ア 学力向上の推進

学力向上の推進は、定住促進にも資することから、子どもたちの基礎学  
力の安定的な定着に向け、学習のICT化などを含めた環境整備や取り組  
みを推進すべきである。

また、小学校における英語の教科化に向けて、学習内容の充実や体制の  
構築を行い、指導内容の着実な推進を行うことが必要である。

### イ 豊かな人間性と健やかな体の育成

豊かな心や社会性を高めるためには、心の教育の充実が必要であり、道  
徳の特別教科化といった今後の動向などを踏まえて、取り組みを深化させ  
ていく必要がある。

いじめや不登校といった子どもの問題については、スクールソーシャル  
ワーカーの中学校区ごとへの全校配置や、フリースクールなどを学校以外  
の教育の場として認めていくなど、本市としての具体的な対応を示してい

くべきである。

特に、いじめについては認識が不十分であると発見につながらないことから、情報共有の徹底とあわせて、人権教育の充実や啓発活動を十分に行うべきである。

また、本市におけるLGBTの子どもは、現在のところ顕在化していないが、全国的な割合から考えると、相談ができず潜んでいると考えるべきであり、対応の具体化や強化が必要である。

また、健やかな体の育成に当たっては、学校におけるスポーツ少年団や部活動に対する支援を充実させ、子どもたちがスポーツに触れることができる機会を確保していくことが必要である。

#### ウ 地域と連携した学校経営の推進

地域の教育力を生かした教育活動を推進していくためには、教員が教育に専念できる環境を整備し、学校運営の充実を図っていくことが必要である。信頼され魅力のある学校づくりを進め、地域の教育拠点として学校を活用していくことが求められている。

また、本市の学校運営の特色として、給食制度が挙げられ、本市では、自校方式、自校炊飯を採用しており、学校園単位の統一献立の実施や地域の食材を活用するなどの取り組みを行っている。こういった他市に誇るべき取り組みについては、対外的にPRしていくとともに、さらなる充実を図ることが必要である。

#### エ 教育環境の充実

教育環境については、学校の耐震化率が100%を達成したにもかかわらず、市民満足度が低下している。学校施設の老朽化対策を初め、トイレの洋式化や衛生環境の改善、さらには照明器具や窓ガラスなどの非構造部材の耐震化などを早急に推進すべきである。

#### オ 特別支援教育の充実

特別支援教育については、個別の指導計画を活用して実践しているが、



発達支援児が増加傾向にあることから、教育手法の質の向上や体制の充実が必要である。

また、障害者差別解消法の施行に伴い、インクルーシブ教育や特別支援教育の促進が求められている。今後は教職員の専門性の向上や体制整備、学校のバリアフリー化などの施設整備を推進すべきである。

#### カ 高い指導力と情熱を持つ教職員の育成

教職員の育成に当たっては、地域と一体となった豊かな教育活動を展開するため、退職に伴う教員の指導技術の伝承と、経験の浅い若年教員の資質向上に向けた育成システムの構築が必要である。

#### キ 幼児教育の充実

幼児教育の充実に当たっては、幼保小連携事業や家庭教育支援など、第5次総合計画の取り組みをより充実させ推進していくべきである。

#### ク 高校、高等教育の充実

高校、高等教育の充実に当たっては、市内の短大生や大学生の人数が減少傾向にあるため、原因を分析するとともに、対応していくことが必要である。

また、教育にかかる費用の負担軽減を図るため、奨学金や入学一時金、入学前準備金の充実を指標として設定すべきである。

### (3) 個性的な市民文化・都市文化を創造する

長年にわたり、培われてきた歴史、文化、伝統芸能は、地域社会を活性化させる効果があるが、文化財の老朽化や保有者の高齢化などが問題となっており、文化財の保護や伝統文化・技能の継承が大きな課題となっている。有形・無形の文化財の保存・継承施策を充実させるための十分な予算の確保とともに、本市の歴史や文化情報などを広く市民に周知し、文化財の保存・継承と文化に関する地域コミュニティの維持を施策として訴え、取り組みの重点化を図るべきである。

第6次総合計画の策定に当たっては、「文化活動環境の充実」や、「文化資源の保存、継承、活用」について十分に考慮し、以下に記載の取り組みを着実に実行・推進していくべきである。

#### ア 文化活動環境の充実

文化活動環境については、充実した支援ができているとは言いがたく、市民満足度も低下傾向にあることから、市民が文化に触れる機会や活動環境の充実を図るべきである。

また、文化資源を観光振興や都市魅力創造といった経済的視点で捉え、文化課と市長部局が一体的に「文化のまちづくり」を推進していくべきである。

#### イ 文化資源の保存、継承、活用

文化資源の保存、継承、活用については市民満足度が低くなっている。指標に関する評価と市民満足度が大きく食い違っており、市民要求との間にギャップがある。

文化財の保存、修復に当たっては、市民活動で復活された山車や屋台などを保存・保管する施設整備が求められており、本市の文化遺産の保存や文化教育の拠点としての宇都宮城の土塁内整備や収集した文化財を展示する博物館の創設等を検討することが必要である。

また、保存、継承のための本市の支援のあり方や地域に眠っている文化遺産の掘り起こし、保存のための支援拡充についてもあわせて検討をすることが求められている。

伝統文化の継承に当たっては、高齢化などにより担い手が減少していることから、地域コミュニティの維持及び活性化を広く市民に周知し、充実させることが必要である。

文化財の活用に当たっては、所有者などの個人に任せるのではなく、恒常的に行われるよう、本市や関係団体などが参画するグループを早急に立ち上げるとともに、有形・無形を問わず観光資源として活用できるように取り組みを推進することが必要である。

#### (4) 生涯にわたるスポーツ活動を促進する

2020年の東京オリンピック・パラリンピックや、2022年に本県で開催が予定されている国民体育大会などにより、スポーツを取り巻く機運の高まりに応じた対応が求められている。このような中、少子超高齢社会の進展などの時代背景も踏まえ、次世代のスポーツ人材の育成や健康寿命の延伸などが課題となることから、子どもから高齢者までのすべての市民が身近な場所で気軽に安心してスポーツに取り組める環境を充実させることが必要である。また、時代の変化に応じた、新たなニーズに対応したニュースポーツの普及促進や、それらに対応した施設整備を先進的に推進すべきである。

第6次総合計画の策定に当たっては、「スポーツ活動環境の充実」や、「スポーツを支える人材の育成、団体の活性化」について十分に考慮し、以下に記載の取り組みを着実に実行・推進していくべきである。

##### ア スポーツ活動環境の充実

スポーツ機会の充実に当たっては、一般の人がみずから楽しむ、行う環境づくりを進めるべきであり、特に、子どもの運動機能の低下や高齢者の増加による活動環境の変化に対応するためには、身近な場所でのスポーツ機会の充実や行政としてニュースポーツに積極的に取り組むことが必要である。

施設整備に当たっては、市内には老朽化している施設が多いことから、安全・安心につながる整備について対応が必要である。ライフサイクルコスト削減の視点を踏まえつつ、老朽化に対応した施設整備を計画的かつ着実に推進すべきである。

また、低下している市民満足度の向上を図るためには、身近な公園のスポーツ施設としての活用や多目的運動広場の充実を推進すべきである。

地域スポーツクラブについては、地域任せとなっており、地域格差や経済格差が大きくなっているため、運営体制の見直しを検討すべきである。また、支援のためには、行政主導のもと、スポーツを支える人材の育成・確保や団体の活性化に取り組むことが必要である。

イ スポーツを支える人材の育成，団体の活性化

本市を拠点とするプロスポーツチームや，本市にゆかりのあるアスリート等との連携による機運の醸成や，次代を担う選手や指導者の育成に積極的に取り組むことが必要である。

#### (5) 健全な青少年を育成する

近年では，社会環境の変化により将来への不安が増大する中で，ニートや引きこもりなど，青少年の抱える問題が多様化・複雑化しており，困難を有する子どもや若者が増加している。

次世代の青少年を育成していくためには，子どもたちの成長段階に応じた適切な施策・事業に抜本的に取り組まなければならない。青少年の社会的自立の推進や非行・問題行動への対応を進め，市民満足度を高めるためには，精力的な支援活動を行うNPO，民間団体などの関係機関や学校との連携を強化するとともに，庁内の人的体制を見直すなど，全市的な体制整備を充実させることが必要である。

第6次総合計画の策定に当たっては，「青少年の社会的自立の促進」や，「非行・問題行動の未然防止」に十分に考慮し，以下に記載の取り組みを着実に実行・推進していくべきである。

#### ア 青少年の社会的自立の促進

青少年が地域で社会性を学び，身につけることができるような居場所や経験の場を作ることが必要であるため，青少年の主体的で自由な幅広い活動ニーズに応えることができる拠点等の環境整備が必要である。

青少年の社会的自立の促進については，不登校やニート，引きこもりといった困難を有する若者の自立支援に向けて，NPOとの協力体制を充実させ，就労支援の強化や家庭へのアウトリーチ機能の強化・充実を図ることが必要である。

青少年の自立支援対策の推進については，中卒や高校中退等で就職し，自立を強いられた児童養護施設等の子どもたちが仕事や生活拠点を失った際に，再スタートができるまでの間，生活支援を行う自立援助ホーム等に

よる支援の充実を図る必要がある。

#### イ 非行・問題行動の未然防止

非行・問題行動の未然防止の市民満足度が低下していることから、福祉関係機関やNPO、民間企業などとの連携をさらに強化すべきである。

また、近年の青少年の非行は、学校生活への不適合や家庭環境が背景にあることから、地域や家庭における教育相談体制の充実や非行防止のための巡回指導の実施などに取り組む必要がある。

### 3 生活環境整備分野について

#### (1) 脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会を形成する

環境保全や地球温暖化防止などの環境活動は、近年発生する集中豪雨や局地的大雨などの急激な気候変動を抑制する上で大変重要な取り組みであるものの、市民生活においては負担を感じる場面もあることから、市民満足度では施策を適正に評価することが困難であると考えられる。

脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会を構築していくためには、市民一人一人が、環境を守る意義を感じて生活する社会の実現を目指すことが必要であり、市民や事業者の意識高揚と、具体的な行動の喚起につながる施策展開を図るべきである。

また、脱温暖化・循環型社会の形成は、中長期的な対応が求められることから、行政としては、気候変動への適応策についても十分に考慮することが必要である。

第6次総合計画の策定に当たっては、「全世代の環境意識の醸成」や、「温室効果ガスの排出抑制と吸収促進」「3Rにおけるリデュース・リユースの推進強化」「廃棄物の適正処理の推進」「良好な生活環境の確保」について十分に考慮し、以下に記載の取り組みを着実に実行・推進していくべきである。

#### ア 全世代の環境意識の醸成

市民の環境保全に関する意識啓発の浸透を図るための広報・啓発活動と

ともに、子どものころからの意識醸成が重要であることから、それらに関する施策や指標を設定すべきである。

特に、教育行政と連携して、子どもたちに対する環境教育、環境学習を充実させるべきである。

#### イ 温室効果ガスの排出抑制と吸収促進

第5次総合計画では、公共交通機関やエコカーが果たす環境面の効果を評価するための項目がないことから、低炭素社会の実現に向けて、ネットワーク型コンパクトシティの形成やLRTを含めた総合交通ネットワークの構築がどのような貢献を果たすのかについて評価することができる指標を設定するとともに、公共交通への転換誘導や低炭素型モビリティの利活用を強力に推進すべきである。

また、環境技術の発展により、高効率機器や低炭素機器への転換が求められていることから、住宅や事業所における省エネを推進するための高効率機器等への転換支援も充実させるべきである。

なお、地球温暖化対策の推進に当たっては、温室効果ガスの排出抑制の観点のみならず、二酸化炭素の吸収の観点も重要であることから、当該施策においても緑地面積や緑地率など、二酸化炭素を吸収する能力を評価することができる指標の設定が必要である。

#### ウ 3Rにおけるリデュース・リユースの推進強化

資源循環の質に着目すると、リサイクルはもちろんのこと、より優先順位が高いリデュース、リユースの推進は特に重要であることから、対応する指標を設定すべきである。

特に、食品ロスの削減については、市民にとっていかにわかりやすく、受け入れやすいかが重要であることから、本市の「もったいない残しま10！」運動をより広く打ち出していくべきである。

#### エ 廃棄物の適正処理の推進

廃棄物の適正処理については、ごみの種類だけでなく、家庭や事業者な

どそれぞれの立場や役割に着目した効果的な取り組みを強化するとともに、それらについての施策や指標を設定すべきである。

また、資源ごみ廃棄の知識不足から不法投棄につながるケースが見受けられることから、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の活用促進と、ごみ処理方法の明確化が必要である。

さらに、適切なりサイクルを図るため、資源ごみの持ち去りなどの違法行為への対策が必要であることから、条例等による罰則の厳格化や指導・監視体制の強化が必要である。

#### オ 良好な生活環境の確保

良好な生活環境の確保に当たっては、大気・水質・土壌は生物にとっても大切な生活環境であるという認識をより一層深めることが重要であり、今後も環境汚染に対する監視、調査、指導、改善を徹底すべきである。

また、発生源対策の充実に向けて、有害なPCBを含む照明等の処理を進めるため、国の動向に合わせ、本市としてのPCB処理目標を明確に定めるべきである。

### (2) 良好な水と緑の環境を創出する

水や緑などの自然と調和した生活環境は、市民の暮らしの質を高める重要な要素であるとともに、山里における沢水は、動植物を初めとする生態系にとっては必要不可欠なものである。水と緑の保全や、生物多様性の保全については、市民が意識を持って活動に当たるだけでなく、行政の支援・協力が必要不可欠であることから、行政は未来への投資としての環境整備事業に積極的に取り組むことが必要である。

特に、近年頻発・激甚化する風水害等の自然災害の発生に対する防災対策を進める上では、安全・安心と環境保全を両立することが困難な場合もあるが、未来の市民にいかにしてすばらしい環境を残していくかという視点に立って取り組む姿勢を示すべきである。

第6次総合計画の策定に当たっては、「流域全体での治水対策の推進」や、「生物多様性の保全」「都市の価値を高める緑化の推進」について十分に考慮

し、以下に記載の取り組みを着実に実行・推進していくべきである。

#### ア 流域全体での治水対策の推進

異常気象に伴う集中豪雨や局地的大雨の増加による冠水、溢水被害を防ぐため、継続的な対策と局所的な対策の両面から、具体的な計画を立てて河川の改修・整備に取り組むべきである。

あわせて、集中豪雨や局地的大雨の際に、河川への短時間で大量の雨水流入を抑制することは安全な河川環境の整備につながることから、公共施設への雨水貯留施設や雨水浸透施設の整備、一般家庭への雨水貯留槽設置補助などの雨水対策の推進により、都市の保水力の向上を図るべきである。

#### イ 生物多様性の保全

生物多様性の保全に向けて、市民意識の醸成が必要であることから、継続的な取り組みを行うべきである。

また、行政として貴重な生物の生息分布を把握した上で、種類や場所を指定するなど選択と集中による生物多様性の保全のための投資を行うべきである。

なお、地元住民によるボランティア活動を通じて、積極的な生物多様性の保全に努めている地域も存在することから、各地域における生物多様性保全の考え方を十分に踏まえ、地域の意向に沿った支援に当たるべきである。

#### ウ 都市の価値を高める緑化の推進

都市の価値を高めるために、都市緑化を強化する必要があることから、立地適正化計画における都市機能誘導区域や居住誘導区域には、一定以上の規模の公園、緑地を整備するとともに、屋上・壁面緑化等を含め積極的対応を行い、緑の保全・育成を推進すべきである。

### (3) 上下水道サービスの質を高める

人口減少時代における給水人口の減少を見据えると、引き続き安全・安心



で高品質な水道水を安定して供給し、適正に下水を処理するためには、効果的・効率的な事業運営とさらなる経営基盤の強化、適切な上下水道施設の管理、更新、強化が求められる。また、近年頻発する大規模地震や集中豪雨などの自然災害に的確に備えることも必要である。

第6次総合計画の策定に当たっては、「戦略的な水源・水利の保全」や、「まちづくりに合わせた上下水道サービスの向上」「下水の適正処理の推進」「顧客重視経営の推進」について十分に考慮し、以下に記載の取り組みを着実に実行・推進していくべきである。

#### ア 戦略的な水源・水利の保全

本市の水道水は約8割を河川に依存するなど、水源は欠かす事のできない大切な資源である。しかしながら、全国的には、外国資本による森林や水源林の買収などが社会問題化していることから、安全・安心な水道水の供給には欠かすことのできない水源・水利の保護・保全は、重要な取り組みである。

そのため、「戦略的な水源・水利の保全」を施策の一つに掲げるなど、水源地を戦略的に保全する方向性を明確に打ち出し、先進的な取り組みである水源地保全条例の策定などの具体的対応に取り組むべきである。

#### イ まちづくりに合わせた上下水道サービスの向上

より一層の上下水道サービスの質の向上に向けて、ネットワーク型コンパクトシティの観点から、都市拠点や地域拠点、居住地域などのエリアを意識した対応を図るべきである。特に、上下水道施設の更新や耐震化に当たっては、当該エリアの優先順位を上げることが必要である。

#### ウ 下水の適正処理の推進

集中豪雨や局地的大雨のたびに溢水する雨水幹線が特定されていることから、優先改修箇所として、時期を明示した上で、集中的な対策に取り組むべきである。

また、今後の気候変動に伴う集中豪雨や局地的大雨による溢水被害の拡

大を防ぐ観点から、どの程度の豪雨を想定すべきか検討した上で、すべての雨水幹線等の処理能力を検証し、気候変動に対応した対策を推進すべきである。

#### エ 顧客重視経営の推進

人口減少に伴う給水人口の減少によって、料金収入の増加が見込めない中で、老朽施設の更新や耐震化対策の需要が増加していることから、公営企業経営健全化計画を前提にした宇都宮市上下水道基本計画の改定が必要である。

#### (4) 快適な住環境を創出する

当該事項は、第5次総合計画では生活環境整備分野に位置づけられていたが、ネットワーク型コンパクトシティの理念に基づき、都市戦略や交通政策と一体的に取り組むべきとの考え方から、都市基盤整備分野において「住宅政策の量から質への転換」として提言する。

### 4 産業振興分野について

#### (1) 地域産業の創造性・発展性を高める

少子超高齢社会においては、都市間競争や地域間競争の激化が見込まれており、足腰の強い地域経済を構築するためには、企業から選ばれる魅力的なまちづくりを推進し、市内企業がもっと元気になる必要がある。国の成長戦略の柱である第4次産業革命が推進される中、I o TやA Iの進展などの流れを的確に捉えた地域産業の育成やイノベーションの強化に対する支援の充実が求められる。

また、市内企業の支援に当たっては、地域経済分析システム（RESAS）や、ビッグデータ、オープンデータを積極的に利活用しながら、さまざまな視点から本市産業の現状や課題を分析し、施策に反映させていくことが重要である。

第6次総合計画の策定に当たっては、「地域特性を生かした産業集積の促進」

や、「新規開業・新事業創出の促進」「就労・雇用環境の充実」について十分に考慮し、以下に記載の取り組みを着実に実行・推進していくべきである。

#### ア 地域特性を生かした産業集積の促進

市内に立地する主要な企業の特性を踏まえ、本市独自の新たな産業の創造と集積を図るクラスター政策を推進し、効率的に地場産業のさらなる育成を図るべきである。

また、地場産業では中小・零細企業が大半を占めることから、経営支援策の充実とともに、地産品のブランド化を推進するなど、付加価値を高めることが必要である。

#### イ 新規開業・新事業創出の促進

新規開業・新事業創出が進み、就労雇用環境の充実が図られているが、起業支援が十分とは言えず、特にベンチャー企業に対する支援が十分に行き届いていない。

他都市においては、充実した起業支援による地域経済の活性化を積極的に行っており、本市も中核市として、経済の活性化とともに、新たな産業へ導いていくことが必要であり、創業期から成長期までの育成と支援をハード、ソフトの両面から強力に推進すべきである。

#### ウ 就労・雇用環境の充実

工場等の誘致は進んでいるが、労働力が追いつかない状況にあるため、U J I ターンの施策を進めると同時に、海外の労働力も視野に入れた確保策を検討すべきである。

また、経済環境が目まぐるしく変化をする中で、雇用をめぐる社会環境の変化に十分に対応するとともに、労働環境の整備や意識の醸成を行っていくことが必要である。

### (2) 商工業の活力を高める

地方創生の理念のもと、一定規模の人口を維持するためには、十分な仕事

を確保することが必要不可欠であり、中小企業の経営状況や、中小企業等経営強化法などの地域再生法の一部改正といった法整備の状況を踏まえ、本市の雇用を支える企業の支援をさらに充実させるべきである。また、本市経済の活性化に資する交流人口の増加を図るためには、地域の特徴を生かした地方版総合戦略の推進が重要である。

第6次総合計画の策定に当たっては、「魅力ある商業の振興」や、「中小企業の経営・技術革新の促進」「安定した経営基盤の確立」「流通機能の充実」について十分に考慮し、以下に記載の取り組みを着実に実行・推進していくべきである。

#### ア 魅力ある商業の振興

商業は本市の雇用を支える主要な産業の一つであるため、個々の店舗の活力をエリア全体の活力として創造する取り組みが必要である。

特に、中心市街地は、ネットワーク型コンパクトシティの都市拠点であるため、魅力ある中心市街地を形成することが重要である。

商業の振興に当たっては、栃木県や関係機関と連携を図りながら、支援策を積極的に推進していく必要があり、餃子、ジャズ、カクテルなどの地域資源の有効活用や、スポーツイベント等の新たな観光資源と組み合わせた本市の誘客促進に資する交流人口の増加に向けた取り組みが必要である。

#### イ 中小企業の経営・技術革新の促進

中小企業の経営・技術革新の促進に当たっては、第5次総合計画の取り組みを引き続き推進するとともに、サービス産業の高付加価値化・高効率化に向けての支援、地域産業を担う人材の育成や採用に当たってのマッチング支援等の取り組みが必要である。

#### ウ 安定した経営基盤の確立

安定した経営基盤の確立に当たっては、企業数の9割以上を占める中小企業の持続的な成長が重要であり、中小企業に寄り添った対応として、ニーズに合った補助金施策の推進や設備投資、雇用対策への資金援助等の継

続的な融資の充実，中小企業診断士等による相談体制の強化などが必要である。

また，地元企業の支援に当たっては，とりわけ，下請企業の利益を守る施策が弱いことから，中小企業振興条例や公契約条例の制定などを含め，利益が循環する仕組みづくりを検討することが必要である。

#### エ 流通機能の充実

流通機能の充実に当たっては，中央卸売市場の活性化が求められることから，中央卸売市場活性化ビジョンに基づきながら，出荷要請活動や朝市，関連棟の常時開放など，市場の活性化に取り組んでいるところであるが，市場外流通の増加などにより，取扱高は年々減少傾向にあるため，抜本的な活性化策を講ずることが急務である。

施設の更新に合わせた市場競争力の強化や取扱量の拡大，関連棟の整備・活用によるにぎわい創出等に取り組み，魅力ある市場をつくる必要がある。

### (3) 農林業の付加価値を高める

農林業従事者の減少や高齢化が深刻化する中，安全・安心な食料の生産と産業としての成長を両立して推進すべきである。また，農林産物の付加価値と生産性の向上による市場競争力を強化するためには，農林業生産基盤の強化に継続して取り組む必要がある。

第6次総合計画の策定に当たっては，「農林業を支える担い手の確保・育成」や，「安定的な農林業経営を支える基盤の確立」「良質な農林産物の生産・普及の促進」「環境と調和した農林業の推進」について十分に考慮し，以下に記載の取り組みを着実に実行・推進していくべきである。

#### ア 農林業を支える担い手の確保・育成

深刻化する農林業の担い手不足を解消するため，後継者の育成とともに農外からの新規就農者や企業参入をさらに促進することが必要である。

#### イ 安定的な農林業経営を支える基盤の確立

生産者の減少により，農業の集約化や法人化が進んできてはいるが，農業においても補助金に頼らない足腰の強い経営基盤が産業として必要である。農地の大区画化や集積の推進などによる農業生産基盤の強化や市民ニーズに対応した収益性の高い作物の産地形成，県外や海外における販路拡大に向けたブランド力の向上等に取り組み，持続可能な農業の確立を推進すべきである。

また，林業においては山間部の衰退に対応するため，森林組合の支援の充実などに取り組むことが必要である。

#### ウ 良質な農林産物の生産・普及の促進

本市の農産物のブランド力向上を図るためには，地域の特色ある魅力的な農産物を創造するため，地域の作物振興の設計図をつくる必要がある。

また，地産地消は最も効率的な農産物の流通であり，そのツールとして農業従事者と直結した直売所の設置は非常に有効であるため，本市として積極的にニーズに応じた直売所の設置に対する補助制度や道の駅の施設整備などを検討することが必要である。

さらに，本市農林産物の知名度向上やイメージアップを図るためには，トップセールスを徹底するとともに，集客力の高いイベントへの出店や，SNSやメディア等での積極的なプロモーションといった魅力を伝える取り組みが必要である。

#### エ 環境と調和した農林業の推進

持続可能な農林業の確立に向けた，多面的機能の維持向上の取り組みをさらに促進することが必要である。

また，森林の持つ公益的機能が発揮できるよう，森林資源の適切な保全管理に努めることが必要である

#### (4) 魅力ある観光と交流を創出する

観光産業は基幹産業としての成長が期待されている分野であり、国際競争力を高めていくためにも、地域の活性化を図り、本市の魅力を国内外に発信できるよう、観光と経済の一層の連携と強化が必要である。特に、大谷地区については、ネットワーク型コンパクトシティの中で、唯一の観光拠点に位置づけられていることから、組織横断的な連携を図るとともに、行政、地域、団体、民間事業者が一体となって、各種取り組みを推進していくことが重要である。

第6次総合計画の策定に当たっては、引き続き「おもてなしの充実」や、「観光資源の活用促進」「都市と農村の交流促進」について十分に考慮し、以下に記載の取り組みを着実に実行・推進していくべきである。

##### ア おもてなしの充実

外国人観光客に対する受け入れ体制の強化に当たっては、民間事業者による取り組みへの支援や、多言語案内の充実、無線LANの整備など、充実した環境の整備が必要である。

また、リピーターや長期滞在者を獲得するためには、効果的・効率的な施策を展開するためのニーズの把握や県内他市町との連携による魅力的な周遊ルートの構築などが必要である。

また、外国人観光客向けの情報発信が重要であり、観光アプリやプロモーション映像の多言語化とあわせて、SNSなどのソーシャルメディアによる口コミやメディアを活用した情報発信など、情報の多様化に対応した幅広い取り組みを推進すべきである。

##### イ 観光資源の活用促進

本市の文化資源である大谷地区の整備に当たっては、民間事業者への支援の拡充や駐車場の整備、ガイドブックの作成などのおもてなしサービスの充実、さらには、新たな観光資源として食の魅力の充実を図ることが必要である。

また、大谷地区を観光特区として整備を進めるためには、安全対策を引

き続き実施するとともに、組織横断的な連携を図り、事業が円滑に進むよう、必要に応じて、都市計画を見直すなどの検討が必要である。

本市全体の観光事業の推進に当たっては、餃子、ジャズ、カクテルなどの地域のブランド力を生かした総合的な取り組みを継続するとともに、観光スタイルの変化に対応した、新たな観光資源の開発やイベント等の充実による観光客の誘客促進が求められている。

また、本市独自の観光資源や景観については連続性が確保されていないため、効果的な周遊ルートなどについて対策を講ずることが必要である。

#### ウ 都市と農村の交流促進

都市と農村の交流促進に当たっては、ろまんちっく村の活用をさらに図るべきであり、体験型農業の一層の充実や、周辺部への滞在型施設の整備など、農林業の魅力発信の拠点として環境を整備することが必要である。

### 5 都市基盤整備分野について

海外行政視察研修で得た知見を踏まえると、ネットワーク型コンパクトシティの形成を目指す本市としては、自転車と自動車の共生を実現したデンマークのコペンハーゲンやLRTを中心とした公共交通ネットワークが構築されたフランスのストラスブール、居住誘導と公共交通の利用誘導を実現したシンガポール共和国など、まちづくりのテーマに沿って妥協することなく取り組みを進めた海外の先進都市を参考にすべきであり、第6次総合計画の都市基盤整備分野においては、まちづくりのテーマとして「都市戦略と交通政策・住宅政策の融合」を掲げるべきである。

#### (1) 機能的で魅力のある都市空間を形成する

ネットワーク型コンパクトシティの具体化に向けて、多くの施策事業が計画されていることから、統一感を持った都市魅力を向上させていくことが重要である。特に、都市拠点の低未利用地対策や、地域拠点への都市機能誘導施策は、中長期にわたる取り組みとなることから、市民や事業者の理解促進



が重要であり、総合計画を中心に、わかりやすい施策展開を図るべきである。

第6次総合計画の策定に当たっては、「立地適正化計画に応じた土地利用と居住誘導の推進」や、「交通政策と連動した魅力ある拠点の形成」「安全で快適、魅力的な市街地の形成」について十分に考慮し、以下に記載の取り組みを着実に実行・推進していくべきである。

#### ア 立地適正化計画に応じた土地利用と居住誘導の推進

海外行政視察研修で視察したシンガポール共和国では、極めて狭い国土に約550万人が居住することから、質の高い高層の公共住宅の供給により積極的な居住誘導を進めるなど、土地の高度な有効利用が図られていた。

ネットワーク型コンパクトシティの形成を目指す本市では、シンガポールの住宅政策なども参考に、新たに策定された立地適正化計画に基づき、市街化区域内におけるめりはりのある居住誘導と、市街地の拡大防止のための市街化調整区域における住宅開発の抑制を着実に推進すべきである。

特に、中心市街地においては、小規模コインパーキングなどの無計画な土地の暫定利用を制限し、世帯や事務所・店舗の集積による人口密度の高い魅力的な都市空間の提供を実現すべきである。

#### イ 交通政策と連動した魅力ある拠点の形成

現状では、自動車を中心としたライフスタイルが基本となっているが、ネットワーク型コンパクトシティを目指す本市としては、都市拠点や地域拠点において、自動車がなくても生活ができるまちを実現していかなければならない。

交通手段とマッチした魅力ある拠点の形成に向けて、さまざまな公共交通の充実とともに、駐車場の規制や自動車の乗り入れ制限を行うなど、歩行者や自転車を中心に、歩いて暮らすことのできる回遊性のあるまちづくりを目標に掲げるべきであり、都市拠点の歩行者や自転車の数など、まちのにぎわいを評価することができる指標を設定すべきである。

## ウ 安全で快適，魅力的な市街地の形成

魅力的な都市景観の形成とともに，バリアフリーを含む安全で快適な通行空間の確保や都市災害の防止，情報通信ネットワークの信頼性向上が期待できる無電柱化の取り組みを推進すべきである。

## (2) 円滑で利便性の高い総合的な交通体系を確立する

少子超高齢社会の進展に伴い，自動車に依存することなく移動等の生活ができる総合的な交通体系の構築が求められていることから，ネットワーク型コンパクトシティの理念の下，効果的で効率的な交通体系を構築することが重要である。

第6次総合計画の策定に当たっては，「公共交通ネットワークの充実」や，「公共交通に対する市民意識の醸成」「道路ネットワークの充実」「自転車のまち宇都宮の推進」について十分に考慮し，以下に記載の取り組みを着実に実行・推進していくべきである。

### ア 公共交通ネットワークの充実

ネットワーク型コンパクトシティの実現に向けて，都市拠点と地域拠点を結ぶ南北の基軸である鉄道の駅の適正配置についての働きかけや，公共交通の再編に合わせた支線バスの増便，居住誘導区域を面的にカバーするバスや地域内交通の充実など，交通事業者や地域などと綿密に連携した総合的な交通体系を構築すべきである。

特に，地域内交通については，運行エリアや運行時間，土日・祝日等の利活用において，さらなる充実が必要であるとともに，地域の費用負担の低減に向けた具体的な対策を講ずる必要がある。また，地域内交通の範囲を一部見直すなど，公共交通網を新たな地域の単位としたまちづくりを推進することも検討すべきである。

### イ 公共交通に対する市民意識の醸成

第5次総合計画では，公共交通ネットワークの充実についての市民満足度が低下しているが，今後，市民に愛される公共交通を構築していくため

には、ハード面のみならず、公共交通を利用することや公共交通が必要な時代となることについての市民意識の醸成が重要であり、新たな施策として位置づけるべきである。

また、市民に公共交通を利用してもらうためには、乗りたいときに乗れる利便性と金銭面での経済的合理性が十分に感じられることが重要であり、自動車の乗り入れ制限を行う区域の住民に対する公共交通料金の優遇策など、思い切った施策も検討すべきである。

#### ウ 道路ネットワークの充実

大規模災害や救急救命活動に備えて、狭隘道路の道路幅員の拡幅や無電柱化は急務であることから、解消に向けた優先順位や目標を設定すべきである。

#### エ 自転車のまち宇都宮の推進

ジャパンカップサイクルロードレースなどに合わせて行われるイベントがにぎわいを創出し、地域の交流の場となっているが、自転車のまち宇都宮のブランド力をより一層向上させるために、レース等のイベントとともに、自転車利用者にとって魅力のあるまちづくりを進める施策にも取り組む必要がある。

具体的には、市民が日常生活において自転車を最も体感できる自転車走行空間について、統一された連続性のある空間整備とともに、自動車などによる空間阻害の解消方策の実施など、市民満足度を高めるための安全で快適な走行環境を整備すべきである。

また、公共交通ネットワークの充実とあわせて、レンタサイクルの充実やシェアサイクルの導入を図ることで、自転車を地域交通網の一部として根づかせていく取り組みも必要である。

### (3) 住宅政策の量から質への転換

人口減少時代においては、住宅ストックが飽和し、大量に余剰が発生するなど、空き家等が社会問題化することは明らかである。今後、ネットワーク

型コンパクトシティの形成に向けて、各拠点や公共交通沿線への居住誘導を含めた総合的な住宅施策を推進する上では、居住誘導区域内に存在する空き家や空き地、民間賃貸物件等を貴重な地域資源と捉え、いかに利活用していくかが重要な課題である。

第6次総合計画の策定に当たっては、「多様な住まいづくりの推進」や、「空き家・空き地の有効活用」「時代に合わせた市営住宅の供給」「安心して快適な住環境の向上」について十分に考慮し、以下に記載の取り組みを着実に実行・推進していくべきである。

#### ア 多様な住まいづくりの推進

現在、指標としている「住宅のバリアフリー化率」は、5年に1回の国の住宅土地統計調査を使用していることから、進捗状況を適切に把握できず、政策の評価がなされていない。多様な住まいづくりの推進に向け、適切な指標で進捗状況をチェックするとともに、新築住宅やリフォームに対するバリアフリー化の助成制度を充実し、今後、より一層増加する高齢者世帯に対応した、市民の快適な暮らしを支援していく必要がある。

#### イ 空き家・空き地の有効活用

少子超高齢社会においては、立地適正化計画で設定される居住誘導区域内においても高齢化の進行が予想されることから、空き家や空き地を積極的に活用し、特に、地域を支える役割が期待できる若年世帯や子育て世帯を誘導する施策が必要である。具体的には、リノベーションを手掛けるデザイナー等との連携により、アイデアによって効果的に物件の価値を高め、魅力ある住宅を提供することが有効である。

また、自動車を運転しない高齢者世帯が安心して都市拠点や地域拠点に居住できるよう、バリアフリー化などのリフォームを施した上で賃貸するなどの取り組みも検討すべきである。

なお、立地適正化計画で設定される居住誘導区域では、幅広い世代を対象に、区域外からの転居を促すための補助事業を導入すべきである。

## ウ 時代に合わせた市営住宅の供給

第5次総合計画の評価取りまとめにおいて、市営住宅の整備事業として、老朽化に対する維持修繕・改善及び建てかえに計画的に取り組んでいるとあるが、市内の住宅ストックは量的に充実しているため、市営住宅の量の抑制を図るとともに、バリアフリー化やエレベーターの設置など、高齢者や生活困窮世帯等の社会的なニーズに対応した質の向上に転換を図るべきである。

また、市営住宅については、大規模な建設にばかり目を向けず、今後、余剰が発生するアパート、マンションなどの民間賃貸物件や空き家を行政が借り上げるなど、中小規模の市営住宅として各地域に分散配置するような施策の方向性を検討すべきである。

## エ 安心して快適な住環境の向上

不在地主による管理不足の空き家や空き地が住環境を悪化させるなど、空き家や空き地問題が多様化・複雑化していることから、行政による初期段階からの迅速な対応強化が必要である。

また、空き家や空き地を地域資源として捉え、コミュニティスペースなどへの利活用を図るべきである。

さらに、住環境の質を高めるためには水や緑の調和が重要であることから、身近な公園の整備促進や都市緑化を推進すべきである。

## 6 総務分野について

社会の複雑化や地域関係の希薄化などにより、さまざまな行政課題が発生している中、市民と協働して持続可能な自治基盤を確立するためには、市民が市政を身近に感じ、みずから参画しようとする意識を向上させるとともに、参画しやすい仕組みを構築する必要がある。

また、必要な行政サービスを保持していくためには、本市が維持すべき人口など、具体的な指標を設定し、適切な取り組みを推進していく必要がある。

さらに、市民の誰もが思いやりを持ち、安心して生活できる共生社会を実現

させるためには、個人の尊重や男女共同参画、多文化共生の推進などに向けた各種取り組みをより一層推進すべきである。

#### (1) 市民が主役のまちづくりを推進する

第5次総合計画の全ての施策において市民満足度が低下傾向にあることから、市民が主役となり、まちづくりに参画している実感が持てるよう、多様な活動主体の取り組みを支援するなど、市民参加・協働の機会を充実させる必要がある。

第6次総合計画の策定に当たっては、「協働によるまちづくりの推進」や、「地域主体のまちづくりの促進」「市民の市政への参画促進」について十分に考慮し、以下に記載の取り組みを着実に実行・推進していくべきである。

##### ア 協働によるまちづくりの推進

市民満足度の低下が見られるため、まちづくりに関わる男女比や年齢層、関心分野などを分析するとともに、市民協働指針に基づき、NPOや民間などと連携し、より多くの市民の意見を反映させながら、協働のまちづくりを推進すべきである。

##### イ 地域主体のまちづくりの促進

全ての市民に居場所と出番があり、輝ける社会を構築するため、市の将来を担う若年世代のまちづくりへの参加促進やまちづくり団体の活性化に向け、より強力な支援や連携が必要である。

また、自治会加入率の低下傾向が続いていることから、現状や課題を分析し、自治会や不動産団体等と連携して加入促進に取り組むとともに、若年層等の転入者へのファーストアプローチにおいて、自治会の役割や重要性を周知すべきである。

さらに、地域住民同士が支え合える福祉型のまちづくりの促進のため、自治会とまちづくりのあり方を検討する必要がある。

## ウ 市民の市政への参画促進

共生社会の実現に向け、市民の行政参画意識のさらなる向上が必要であるため、ICT等の効果的な活用により、市民からの提案に積極的に対応できる仕組みを構築するとともに、情報伝達手段の多様化に伴い、情報弱者に対する配慮施策を充実させるべきである。

また、市民とともに本市の将来をつくっていくため、各種審議会等における公募委員の拡充など、各計画の策定段階から、市民参画が可能となる制度の充実強化を図るべきである。

あわせて、市民が主役のまちづくりを推進するためには、自治基本条例の理念にのっとり、市民の合意形成のさらなる尊重や市政の重要事項に関し、住民の意見がより反映しやすい仕組みの構築を検討する必要がある。

## (2) 行政経営基盤を強化する

行政課題が多様化・複雑化する中、本市の財政基盤や行政サービスの質を保持していくためには、部局間の連携強化や組織体制の見直しなど、効率的な行政運営を行うとともに、納税者となる市民や事業者をどの程度維持していくべきなのかという視点から指標を設定し、取り組みを推進していく必要がある。

第6次総合計画の策定に当たっては、「効果的・効率的な行政経営システムの確立」や、「行政の組織力の向上」「財政基盤の強化」「地域情報化の推進」について十分に考慮し、以下に記載の取り組みを着実に実行・推進していくべきである。

### ア 効果的・効率的な行政経営システムの確立

効果的・効率的な行政運営のためには、保健や福祉、医療、教育など、施策により異なる地区割を統一させるとともに、民間委託や指定管理者制度を適切に運用する必要がある。

また、公共施設の老朽化に伴い、修繕等に係る財政負担の集中が想定されることから、市民の意見を積極的に取り入れながら、保全に係る優先順位や施設の再編を検討し、限られた財源の中で、高い安全性を確保する必

要がある。

#### イ 行政の組織力の向上

住民福祉の向上のため、保健福祉部や消防局などの職員の増員や、人材育成に重点的に取り組むとともに、地域の福祉・活動・まちづくり等の拠点となる地区市民センター等の機能・人員を強化する必要がある。

#### ウ 財政基盤の強化

生産年齢人口の減少に伴い、納税者が減っていく中、本市が財政基盤や行政サービスを維持していくためには、本市として維持すべき人口の目標や、人口構造などの本市の特性を踏まえた財政状況など、将来を見据えた適切な目標を設定するとともに、生活困窮者の自立の促進や若年無業者の減少、障がい者の正規雇用の増加などの目標を設定し、取り組みを推進すべきである。

また、プライマリーバランスの黒字化を堅持しつつ、生産年齢人口の減少を見据えた歳出の抑制や各種基金の積極的な積み増しなど、将来への備えを充実させる必要がある。

#### エ 地域情報化の推進

マイナンバー制度のさまざまな活用が検討されていることから、個人情報等の適切な取り扱いを踏まえ、計画的に対応すべきである。

### (3) 市民の相互理解と共生のこころを育む

多文化共生や性の多様化、女性の社会進出などが進展する中、互いの無理解により、さまざまな問題が発生していることから、多様な価値観を認め合い、誰もが安心して生活できる共生社会の実現を目指す必要がある。

第6次総合計画の策定に当たっては、「かけがえのない個人の尊重」や、「男女共同参画の推進」「多文化共生の推進」について十分に考慮し、以下に記載の取り組みを着実に実行・推進していくべきである。



#### ア かけがえのない個人の尊重

差別や人権侵害のない社会を目指していくためには、家庭や地域、学校など、あらゆる機会を通して、各階層に対する人権教育を充実させる必要がある。

また、相互理解と共生の心を育むため、選挙制度の改正を踏まえ、18歳からの主権者教育の充実を行うべきである。

#### イ 男女共同参画の推進

雇用機会の均等や男女共同参画社会等のさらなる推進のためには、女性が安心して働き、生活できる環境づくりが不可欠であることから、職場や家庭において、男女が共に補い合うための啓発を充実させるとともに、女性活躍推進の模範となるべき行政職員の女性幹部や、各種審議会等における女性委員の登用を積極的に行うべきである。

#### ウ 多文化共生の推進

外国人に関する民間団体が増加し、社会全体として多文化共生のさらなる推進が求められていることから、外国人との協働やヘイトスピーチの防止、生活実態に応じた相談窓口の充実、多言語対応等、きめ細やかな施策に取り組むとともに、人権や生命を第一とし、差別がなく、一人一人が個人として尊重される社会の実現に向け、幼児期からの教育を強化する必要がある。

### Ⅲ む す び

「宇都宮市人口ビジョン」の将来推計によれば、いよいよ今年度には本市の人口がピークを迎え、平成30年度から計画期間がスタートする第6次宇都宮市総合計画は、本格的な人口減少局面における初めての計画となる。

私たちが経験したことのない新たな時代を迎えるにあたり、第6次宇都宮市総合計画は、まさに予測困難な未来を切り開き、新たな宇都宮を創造していくための指針となるものであり、その策定に当たっては、これからの社会経済環境の変化によって新たに顕在化するさまざまな課題や市民のニーズをどれだけの確に捉えられるかが重要となる。

また、市民が望むまちを実現するためには、第6次宇都宮市総合計画で示すさまざまな施策の方向性が、市民満足度の向上に直結することが必要であり、市民と行政の間で、目指すべき都市の姿が共有できているかを適切に評価できるような計画としなければならない。

今後、行政においては、宇都宮市総合計画市民懇談会や宇都宮市総合計画審議会等の意見を踏まえ、第6次宇都宮市総合計画を策定していくことになるが、市民の代表として、常日ごろから市政運営を監視及び評価し、多種多様な政策等を審査・調査する市議会として取りまとめた、本委員会の提言も十分に踏まえ、計画策定に当たることを望むものである。